

令和2年第2回福岡県後期高齢者医療 広域連合議会定例会の結果

1 日時・場所 令和2年7月30日(木) 福岡県自治会館 2階 大会議室
(開会:午後2時、閉会:午後3時37分)

2 議員の出欠 出席28名(欠席6名)

3 議事の概要

(1) 諸般の報告

① 広域連合議会議員の異動報告

新議員氏名	
中山 哲 志	(大刀洗町長)
井 本 宗 司	(大野城市長)
楠 田 大 蔵	(太宰府市長)
関 好 孝	(大牟田市長)

② 例月出納検査(令和元年12月~令和2年5月分)の結果報告

③ 定期監査(平成31年4月分~令和2年3月分)の結果報告

(2) 広域連合長提出議案等

番号	件名	結果	特記事項
承認第1号	専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の報告及び承認について	承認	質疑あり(※1)。討論なし。
承認第2号	専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の報告及び承認について	承認	質疑あり(※2)。討論なし。
議案第10号	福岡県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部改正について	可決	質疑及び討論なし。
議案第11号	福岡県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例の一部改正について	可決	質疑及び討論なし。
議案第12号	令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算	認定	質疑及び討論なし。
議案第13号	令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認定	質疑及び討論なし。
議案第14号	令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)	原案可決	質疑及び討論なし。
議案第15号	令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)	原案可決	質疑及び討論なし。

※1 <議案質疑> 1名 発言者：中山 郁美（福岡市）

承認第1号 専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部改正の報告及び承認について

質疑の要旨	答弁の要旨
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当新設についての広報、周知方法について伺う。 ・傷病手当の対象者を、「被用者」のみに限定する理由について伺う。 	<p>傷病手当金制度の広報、周知方法について、本広域連合では、ホームページにより、制度の概要や申請書の様式等、必要な情報を提供するとともに、7月末に被保険者へ発送する医療費通知において、傷病手当金の案内を記載している。さらに、市町村に対して、広報紙掲載等による協力を要請するとともに、福岡県に対しても、新型コロナウイルス感染症対策に関する広報について、支援を要望している。</p> <p>傷病手当金の対象者を被用者に限定している理由について、傷病手当金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、被用者が仕事を休みやすい環境を整備することを目的として、被用者に支給するよう国からの要請がなされているもの。本広域連合においては、傷病手当金の支給に要した費用の全額を財政支援するという国の特例的な措置に基づき、傷病手当金の制度を設けたものであり、国が示している基準に沿って対象者を被用者に限定しているもの。</p>
<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の広報誌等への掲載やチラシの発行など、高齢者に行き渡る広報を行うとともに、感染者には医療機関から通知してもらうなど、周知すべきではないか伺う。 ・今回改定では、同じ後期高齢者医療の被保険者の中でも、被用者かそうでないかによって、新型コロナに感染した場合の補償に重大な格差を生み出すのではないか伺う。 	<p>傷病手当金制度の周知に関して、市町村に対して、広報紙やホームページ、窓口での案内等、様々な機会をとらえた広報への協力を要請しており、既に広報紙やホームページでの記事掲載をいただいている市町村もある。医療費通知の活用については、約65万2千人を対象に、7月31日に通知を発送する予定。</p> <p>新型コロナウイルスに感染した場合の補償の格差について、新型コロナウイルス感染症によって、お金の面で生活や事業に影響が出ている方を支援する制度については、国や県、市町村において、各種給付金や助成金、貸付制度、減免制度、納税猶予など、様々な支援制度が設けられている。傷病手当金の支給対象は被用者だが、その他の制度により、広く公平な支援を受けることができる環境が整っているものと考えている。</p>
<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当の対象を新型コロナだけに限定せず、事業主やフリーランスも含めた恒常的なものにするるとともに、パンフレットにも目につく位置に記載すべきではないか、答弁を求める。 	<p>傷病手当金の対象拡大について、後期高齢者医療制度において、傷病手当金は、必ず支給しなければならない法定給付ではなく、保険財政に余裕がある場合に支給できる任意給付とされている。今回の条例改正により設けた傷病手当金制度については、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして国から支給額全額の財政支援が行われることから、被用者を対象とする国の基準に沿って制度運用を行っているもの。そのため現段階では、本広域連合独自に傷病手当金の対象者拡大を恒常的なものにするるとともに、パンフレットに記載することは、新たにその財源を被保険者に求めることになることから、極めて困難だと考えている。</p>

※2 <議案質疑> 1名 発言者：中山 郁美（福岡市）

承認第2号 専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部改正の報告及び承認について

質疑の要旨	答弁の要旨
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響による収入減に対する減免制度が適用される対象について説明を求める。併せて、想定される最大減免額はいくらになるか尋ねる。 ・今回、期限を遡って減免適用されることについての周知方法について伺う。 	<p>保険料減免制度の対象者について、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免は、国の財政支援が行われることとなっており、減免の対象となる被保険者や減免額の算定方法が、国から示されている。減免の対象となる被保険者は、新型コロナウイルス感染症により世帯主が死亡し又は重篤な傷病を負った方、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の令和2年の事業収入等が、令和元年中に比べ3割以上減少する見込みである等の要件を満たす方としている。</p> <p>想定される最大減免額は、賦課限度額を課されている方の全額減免の場合であり、約78万円。なお、年金収入200万円の方の試算では、全額減免の場合で、約11万6千円となる。</p> <p>減免制度の周知方法については、本広域連合のホームページに「新型コロナウイルス感染症についての関連情報」のコーナーを設け、令和元年度の保険料の一部に遡って減免適用されることも含め広報するとともに、福岡県や市町村に対しても、広報にご協力いただけるよう要請している。</p>
<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状での周知方法では不十分であり、申請できない減免対象者を多数生み出すのではないかと伺う。 	<p>減免制度の周知について、新型コロナウイルスの影響による保険料の減免については、既に減免申請の期限を経過した令和元年度の保険料の一部についても減免することができるよう、関係条例の一部改正を6月15日に専決処分し、即日施行しています。その後、本広域連合のホームページや、福岡県、市町村の広報誌などで、周知広報を行っている。</p> <p>減免申請の受付は市町村が行い、その後広域連合で審査し、減免処分を行うことになっている。広域連合に送付されている申請書は、7月10日までで6人、12件だったものが、7月22日までで69人、134件と急増しており、制度の周知が進んできているものと考えている。</p> <p>また、現時点で申請書が送付されているのは23市町村だが、市町村数は今後も拡大していくものと見込んでいる。</p>
<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の広報誌への掲載や全戸配布ビラの作成等、自治体と協力し情報を届け、要件を満たす被保険者にもれなく減免適用すべきではないか、答弁を求める。 	<p>自治体の広報誌としては、これまでに、福岡県の「福岡県だより」や市町村の広報誌やチラシなどで、周知広報にご協力いただいている。広域連合としては、全戸配布ビラの作成等は行わないが、傷病手当金の周知と同様に、被保険者の約94%にあたる約65万2千人を対象に、7月31日に送付する医療費通知に、新型コロナウイルス感染症に関する保険料減免のご案内を記載し周知することとしている。医療費通知を活用した広報については、11月にも実施する予定。</p>

(3) 一般質問 (1名)

①質問者：中山 郁美 (福岡市)

質問要旨	答弁要旨
令和2年7月豪雨被災者への救済策について	
① ・被保険者の被災実態についてどのように把握しているか尋ねる。 ・被災者に対する保険料や窓口負担の減免等支援策の内容及び周知の方法について尋ねる	被保険者の被災実態の把握は、市町村において、被災証明の申請等をもとに把握が進んでいるものと考えている。 被災者に対する支援策の内容及び周知の方法について、本広域連合では、災害等の特別な事情で保険料の納付や一部負担金の支払が困難になった被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律及び条例等に基づき、保険料や一部負担金について、住宅や家財等の損害率に応じて5割から10割の減免を行っている。今回の豪雨災害に関しては、災害救助法が適用された市町村に住所を有する被保険者に対する一部負担金の免除及び特別調整交付金の特例措置について、厚生労働省より通知があったことから、本広域連合でも医療機関等の窓口での一部負担金の支払をいったん猶予した上で、一定の要件を満たした被保険者については、申請により一部負担金を免除する特例措置を行っている。この特例措置については、市町村に取扱い等を通知するとともに、本広域連合のホームページに特設コーナーを開設し、周知を図っている。
② ・各自治体とも連携を図り、被災者全てに情報が届くよう手立てをとるべきではないか、所見を求める。	本広域連合ホームページへ必要な情報を掲載したほか、市町村への周知依頼を行っている。特に、災害救助法が適用された、大牟田市、八女市、みやま市、久留米市とは適宜必要な情報交換を行い、連携を図っている。 災害救助法の適用を受けた県外の市町村に住所を有する被保険者に対しては、情報が届きにくいこともあるため、一部負担金の免除又は支払猶予の勧奨案内を送付するなど、情報提供を行っている。
高齢者の生活実態とコロナ禍における保険料の過重負担について	
① ・福岡県の被保険者の平均所得について尋ねる。 ・高齢者の経済的負担や不安について、連合として未だに把握していないのか尋ねる。 ・軽減特例の縮小・廃止等で引き上げられたり高止まりしたりしている保険料が被保険者の生活を圧迫しているのではないかと、所見を伺う。 ・保険料上昇抑制に活用できる基金残高はいくらか、尋ねる。	福岡県の被保険者の平均所得については、国が実施している後期高齢者医療制度被保険者実態調査によると、福岡県の一人あたりの所得額は約76万円となっており、公的年金収入に換算すると、約196万円に相当する。 高齢者の経済的負担や不安の把握については、本広域連合では、職務を遂行する上で必要な情報として住民基本台帳の情報はじめ、被保険者の資格確認に利用する所得情報、医療費給付で収集するレセプト情報や、保健事業で収集する検診データなどを把握しているが、これ以上の情報収集は、個人情報保護条例の規定から適切でないと考えている。 軽減特例の縮小と廃止の影響については、軽減特例の見直しは、所得の低い方が対象となる均等割額の7割軽減に、特例として上乘せしている軽減割合部分を、段階的に縮小・廃止するもの。国は、軽減特例の見直しを行うにあたって介護保険料の軽減拡充や年額最高6万円となる年金生活者支援給付金の支給などの措置を令和元年10月より実施しており、低所得者へ一定の配慮が

質問要旨	答弁要旨
	<p>されていると考えている。</p> <p>保険料上昇抑制に活用できる基金残高について、保険料上昇抑制に活用できる基金の令和2年6月末現在の残高は、本広域連合で管理する運営安定化基金が約187億円、福岡県が管理する財政安定化基金が約62億円となっている。</p>
<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活実態調査に背を向ける異常な姿勢を改めるべきではないか、答弁を求める。 ・中低所得者における保険料負担の重すぎる実態は「負担能力に応じた負担を求める」という原則を踏み外しているのではないか、所見を伺う。 ・新型コロナウイルス感染症防止対策により被保険者の支出が増加する中、重い保険料負担が人間らしい生活を奪っており、保険料負担の軽減策が求められているのではないか、所見を伺う。 	<p>高齢者の生活実態の調査について、個人情報に関しては、広域連合の個人情報保護条例により職務権限を越える個人情報の保有を制限している。後期高齢者の生活実態調査による個人情報の保有は、広域連合にとっての必要性や利用目的から、職務権限を越える可能性が高く、条例の規定上、調査を実施することは適切でないと考えている。</p> <p>中低所得者における保険料負担において、保険料は、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、個々の被保険者の所得額に基づき算定しており、さらに、所得の低い方に対しては、7割、5割、2割などの保険料の軽減策も講じている。さらに、退職や疾病などにより、前年の所得より著しく減少し、賦課された保険料額が実態に合わなくなり、納付が困難になった場合には、救済措置として保険料の減免制度も利用することができる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症防止対策については、収入減少等の影響を受けた方には、既に減免申請の期限を経過した令和元年度の保険料の一部を減免できるようにするため、関係条例の一部改正を令和2年6月15日に専決処分し、減免制度の拡充を図っている。</p>
<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染症防止対策を徹底しながら、被保険者の健康維持や疾病の早期治療を行うためにも、基金を取り崩し保険料を臨時的に引き下げ、被保険者の経済的困難を軽減すべきではないか、所見を求める。 ・高齢者の受診抑制を引き起こし医療を崩壊させる窓口負担の2割への引上げは許されず、中止するよう国に対して重ねて強く求めるべきではないか、答弁を求める。 	<p>本広域連合では、新型コロナウイルスの影響を受けた被保険者を対象に、既に減免申請の期限を経過した令和元年度の保険料の一部についてもさかのぼって減免することができるよう、関係条例の一部を改正し、既に減免を実施している。また、運営安定化基金についても、第7期となる令和2年度、3年度にその一部を活用し、保険料率の引き下げを行っているが、団塊の世代が被保険者となる令和4年度以降を見据え、2年に1度の保険料率改定における保険料の抑制財源として、計画的に活用していくこととしているため、現段階では、基金を取り崩し、保険料を臨時的に引き下げることは考えていない。</p> <p>窓口負担の在り方については、国の全世代型社会保障検討会議で検討されており、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する観点から検討されているものであり、本広域連合としては、後期高齢者の生活への影響を十分に考慮し、所得の低い方への配慮を含め、慎重に検討を進めていただきたいと考えている。</p>

質問要旨	答弁要旨
	<p>なお、本広域連合は、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、昨年11月に窓口負担を引き上げることについては、高齢者が受診を控え、重症化につながる恐れがあるため、高齢者の所得状況等に考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねること。また、やむを得ず窓口負担の引上げを実施する場合は、激変緩和措置を講じる等、所得の少ない被保険者に十分配慮すること、と国へ要望している。この要望については、本広域連合も含む全国の広域連合の総意として決定しているものであり、本広域連合独自で反対を唱えることは考えていない。</p>

(4) 請願

請願第3号	後期高齢者医療保険料の引き下げを求める請願
請願者	福岡県社会保障推進協議会 会長 田村 昭彦
紹介議員	中山 郁美 (福岡市) 植木 隆信 (宗像市)
請願項目	コロナ禍において後期高齢者医療保険料の引き下げを行うこと
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数

請願第4号	後期高齢者医療保険料の引き下げを求める請願
請願者	福岡・佐賀民医連共同組織連絡会 会長 吉久 安則
紹介議員	中山 郁美 (福岡市) 植木 隆信 (宗像市)
請願項目	コロナ禍において後期高齢者医療保険料の引き下げを行うこと
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数

請願第5号	後期高齢者医療費「窓口2割負担」導入の撤回を求める請願
請願者	全日本年金者組合福岡県本部 委員長 牧 忠孝
紹介議員	中山 郁美 (福岡市) 植木 隆信 (宗像市)
請願項目	後期高齢者の医療費「窓口2割負担」の全面的導入方針を撤回し、当面、現行措置を維持すること
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数